

## 三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震、風水害、落雷その他これらに類する自然災害により被災した辺地共聴施設の復旧を行う共聴組合に対して、予算の範囲内において辺地共聴施設復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 辺地共聴施設 山間地等地理的条件による地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、専ら地上テレビジョン放送を受信し、かつ、同時再放送することにより当該放送の視聴を可能とするための施設であつて、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第150条第2号に規定する有線電気通信設備をいう。
- (2) 共聴組合 市内において辺地共聴施設を設置管理するために組織された団体をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、共聴組合が被災した辺地共聴施設を復旧するために要した経費（受信者の宅内設備の復旧に要する経費を除く。）の総額であつて、保険金等により補充される金額を差し引いた額とする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から当該共聴組合に加入する世帯の数に1万円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の1の額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

2 補助金の交付は、1共聴組合に対して1回限りとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする共聴組合は、交付申請書（様式第1号）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに交付の申請をした共聴組合に対して、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた共聴組合は、補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、実績報告書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

### (額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定により実績の報告があつたときは、その内容を審査した上、

補助金の額を確定し、確定通知書（様式第4号）により補助金の実績報告をした共聴組合に通知するものとする。

（補助事業の経理）

第9条 補助金の交付決定を受けた共聴組合は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年8月22日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

共聴組合名

代表者氏名

印

三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金交付申請書

年度三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 円

2 補助事業の概要

共聴組合名	
代表者	氏名 住所 〒 - 電話番号 ( )
加入世帯数	世帯
地区名	地区
着工予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
補助対象経費合計額	円
保険金等の金額（見込額）	円

3 添付資料

- (1) 補助事業に係る見積書（写し）
- (2) 施設付近の見取図
- (3) 配置図、平面図及び立面図（概略）

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

三条市長



三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金について、次のとおり補助金を交付します。ただし、下記の留意事項を必ず守ってください。

記

1 補助金交付決定額 円

2 留意事項

- (1) 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、申請書に記載のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けてください。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 前3号に定めるもののほか、三条市補助金等交付規則の規定を守ってください。万一違反したときは、補助金を返還してもらうことがあります。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

共聴組合名

代表者氏名

印

三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金に係る事業について、次のとおりその実績を報告します。

記

1 補助事業の実施状況

着工日	年 月 日
完了日	年 月 日
補助金交付決定額	円
補助対象経費合計額	円
保険金等の金額（確定額）	円

2 添付書類

- (1) 補助事業に係る領収書（写し）
- (2) 補助事業の実施状況が分かる資料（写真等）
- (3) 保険金等の金額を証する書類（写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

三条市長



三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度三条市辺地共聴施設復旧事業費補助金を次のとおり確定します。

記

確定額

円